

## 坂井市林道管理規則

平成30年3月1日

坂井市規則第1号

### (目的)

第1条 この規則は、森林の健全な育成を図るため、本市が管理する林道及びこれに隣接する林地を保全するとともに、林道の機能が十分に発揮できるように、良好な状態を維持管理することにより、林業振興及び林道周辺の自然環境の保全に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林道 林産物の運搬及び森林施業を行うための道路であつて、市が管理する林道台帳に登録されたものをいい、橋梁、車廻し場所、退避所等林道と一体となつて、その効用を発揮する施設又は工作物で、当該林道に附属して設けられているものを含むものとする。
- (2) 使用 林道を通行することをいう。
- (3) 占用等 林道又は林道に隣接する土地において、道路の開設及び改良又は土地の形質を変更若しくは工作物施設等の設置により林道を占用することをいう。

### (管理者)

第3条 林道の管理者は、市長とする。

### (使用の許可)

第4条 林道を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 林産物の運搬又は造林、間伐、伐採等の森林施業の用に供するとき。
- (2) 当該林道の利用区域の住民が、生活道路として使用するとき。
- (3) 登山、ハイキング、散策等レクリエーションの用に供するとき。
- (4) 第8条の規定により占用等の許可を得た者又は設置した工作物施設等の所有者若しくはその利用者が使用するとき。
- (5) 林道の管理上必要があるとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により林道の使用の許可を受けようとする者は、坂井市林道使用(変更)許可申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の申請を許可するときは、坂井市林道使用(変更)許可書(様式第2号)を交付するものとする。

4 許可の期間は1年以内とする。ただし、前項の規定により許可を受けた者は、許可の期間の満了日から起算して、30日前までに市長に申請し、これを更新することができる。

5 前項の規定により更新することができる期間は、許可を受けた期間の満了日の翌日

から起算して1年以内とする。

(使用許可の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、林道の使用を許可しないものとする。

- (1) 林産物の運搬又は森林施業に支障を来すおそれがあるとき。
- (2) 林道を損傷し、又は破損するおそれがあるとき。
- (3) 林道の通行に危険をもたらすおそれがあるとき。
- (4) 林道開設の目的に反し、その使用が不適切であるとき。
- (5) 林道周辺の自然環境の保全に支障を来すおそれがあるとき。
- (6) 廃棄物、土砂その他林産物以外のものを運搬するとき。

2 市長は、林道の使用の許可に際し、林道の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の届出)

第6条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に定める大型自動車又は大型特殊自動車により林産物を運搬し、又は森林施業の用に供するため林道を使用する場合は、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により林道を使用しようとする者は、坂井市林道使用届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(車両の通行に関する措置)

第7条 市長は、林道の管理及び通行の安全を確保するために必要がある場合は、次の措置をとることができる。

- (1) 車両の通行の禁止又は制限
- (2) 積載又は重量の制限
- (3) 速度の制限
- (4) その他林道の構造の保全又は通行の危険防止のための必要な措置

(占用等の許可)

第8条 占用等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、坂井市林道占用等（変更）許可申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の申請を許可するときは、坂井市林道占用等（変更）許可書（様式第5号）を交付するものとする。

4 市長は、申請の内容に応じて、許可の期間を定めることができる。

5 許可を受けた者は、許可の期間の満了日から起算して、30日前までに市長へ申請し、これを更新することができる。

(占用等の許可の基準)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用等の許可をしないものとする。

- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 土砂の流出、崩壊その他災害を発生させるおそれがあるとき。

(3) 水源を汚染し、又は森林の保全若しくは育林に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、占用等の許可に際し、林道の管理上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、第5条又は第8条の規定により使用又は占用等の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可の取消し又は林道の使用禁止若しくは原状回復等必要な措置を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 許可に付された条件に違反するとき。

(3) 前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 第5条及び第8条の規定により使用又は占用等の許可を受けた権利は、譲渡することができない。

(使用等の廃止)

第12条 第5条又は第8条の規定により使用又は占用等の許可を受けた者は、許可を受けた期間の満了前に使用又は占用等を廃止したときは、坂井市林道使用等廃止届

(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により林道を損傷し、又は汚損した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

坂井市林道使用（変更）許可申請書

年 月 日

坂井市長 様

住所

氏名

連絡先

坂井市林道管理規則第4条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 使用路線名
- 2 使用区間
- 3 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 使用目的
- 5 使用車両
- 6 運搬物の種類及び数量
- 7 運搬方法
- 8 その他必要な事項

添付書類

- (1) 使用区間の位置図
- (2) 使用車両の車検証の写し及び写真
- (3) 運搬計画
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

坂井市林道使用（変更）許可書

年 月 日

様

坂井市長

年 月 日付で申請のあった林道の使用について、坂井市林道管理規則第4条第3項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用路線名
- 2 使用区間
- 3 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 使用目的
- 5 使用車両
- 6 運搬物の種類及び数量
- 7 運搬方法
- 8 条件

様式第3号（第6条関係）

坂井市林道使用届出書

年 月 日

坂井市長 様

住所

氏名

連絡先

坂井市林道管理規則第6条第2項の規定により下記のとおり届出します。

記

- 1 使用路線名
- 2 使用区間
- 3 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 使用目的
- 5 使用車両
- 6 運搬物の種類及び数量
- 7 運搬方法
- 8 その他必要な事項

添付書類

- (1) 使用区間の位置図
- (2) 使用車両の車検証の写し及び写真
- (3) 運搬計画
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

坂井市林道内占用等許可（変更）申請書

年 月 日

坂井市長 様

申請者住所  
氏名

坂井市林道管理規則第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 路線名
- 2 行為・占用の場所
- 3 行為・占用の期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 行為・占用の目的
- 5 行為・占用の方法
- 6 原状回復の方法
- 7 その他必要な事項

添付書類

- (1) 行為・占用場所の位置図、平面図及び縦断断面図
- (2) 事業計画及び設計図
- (3) 地区代表者（区長・森林組合長等）の同意書
- (4) 字図
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

坂井市林道占用等（変更）許可書

年 月 日

様

坂井市長

年 月 日付けで申請のあった林道内の行為・占用について、坂井市林道管理規則第8条第3項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 路 線 名
- 2 行為・占用の場所
- 3 行為・占用の期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 行為・占用の目的
- 5 行為・占用の方法
- 6 原状回復の方法
- 7 条 件



様式第6号（第12条関係）

坂井市林道使用等廃止届

年 月 日

坂井市長 様

住所  
氏名  
連絡先

年 月 日付けで許可のあった林道の使用等について、坂井市林道管理規則第12条の規定により下記のとおり届出いたします。

記

- 1 路 線 名
- 2 使用等の場所
- 3 使用等の内容
- 4 使用等の廃止日